

『租税実務研究』投稿規程

租税実務研究学会編集委員会

平成25年7月1日決定

平成27年7月1日改定

1. 投稿資格

- (1) 本研究会の会員
- (2) 本研究会の会員以外の者（以下、非会員という）

ただし、非会員である者が投稿するときは、一定の投稿料を徴収するものとします。なお、共同執筆の場合で、執筆者のうち少なくとも1人が本研究会の会員であるときには、本研究会の会員による投稿とみなします。

2. 投稿原稿の種類

日本語で執筆された未刊行の著作であり、他誌に投稿中の著作は除きます。執筆者は、(1)論文、(2)翻訳、(3)書評、(4)その他編集委員会が認めたもののいずれかのセッションに投稿してください。

3. 字数

「論文」セッションの投稿原稿には、字数制限をもうけません。ただし、『租税実務研究』への掲載にあたり、編集委員会が字数を制限することがあります。「翻訳」セッションの投稿原稿は5,000字以内、「書評」セッションの投稿原稿は1,000字以内とします。なお、「その他編集委員会が認めたもの」セッションの投稿原稿については、その都度、編集委員会が定めます。

4. 投稿先

投稿原稿は、随時受け付けます。執筆者は、投稿するセッションを指定し、MS Word ファイルで作成した原稿を保存したUSB1個と当該原稿を印刷したもの1部を次の宛先に送付してください。なお、送付されましたUSB等については返却いたしませんので、その旨ご注意ください。

【原稿送付先】

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20

東洋大学経営学部 依田俊伸研究室内 租税実務研究学会事務局

5. 著作権等の取扱い

著作権等の取扱いについては、次のとおりといたします。

- (1) 『租税実務研究』に掲載される著作物の著作権は、編集委員会が当該著作物の掲載を決定した時点から、原則として、租税実務研究学会に帰属します。本研究会が著作権を有する著作物の著作者は、編集委員会に事前に文書で申し出を行い、許諾を得た上で、著作物を使用することができます。編集委員会は、特段の事由がない限り、これを許諾します。

- (2) 『租税実務研究』に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利および利益を侵害するものであるとの申し出があった場合には、当該著作物の著作者が一切の責任を負います。
- (3) 第三者から、租税実務研究学会が著作権を有する著作物の使用要請があった場合には、本研究学会は、理事会において審議した上で、それを許諾することがあります。なお、著作権の使用許諾に伴う収入は、本研究学会の会計に組み入れます。